

償却資産(固定資産税)申告の手引

宮崎県 えびの市

小林市観光イメージキャラクター こすも〜



高原町マスコットキャラクター はるちゃん



えびの市観光イメージキャラクター みなほ

申告書の提出期限 令和7年1月31日まで

お知らせ

- ☆ 償却資産申告書の提出先は、えびの市役所税務課です。
- ☆ 償却資産申告書の法定提出期限は、毎年1月31日です。
(提出期限が土日祝日の場合は、その翌日が期限になります。)
期限間近になりますと窓口が混雑しますので、お早目の提出にご協力ください。
- ☆ 償却資産をお持ちでない場合、転出・廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。
- ☆ **前年中に資産の増減がない場合でも、「種類別明細書」は必ず提出してください。**
- ☆ 申告書を郵送で提出される場合は、あて先として使用できるラベルを裏表紙に印刷してありますので、切り取ってご利用ください。

もくじ

I	償却資産とは	・・・	1～3ページ
II	償却資産の申告について	・・・	4～11ページ
III	申告書類の作成方法	・・・	12～17ページ
IV	償却資産の課税について	・・・	18～19ページ

※この手引は、西諸市町(小林市・えびの市・高原町)
共通の内容で作成しています。

平成27年10月 作成
令和6年10月 改訂